

## 「長安ロダム貯水池機能保全技術会議」規約（案）

### （名 称）

第1条 本会は、「長安ロダム貯水池機能保全技術会議」（以下「委員会」という）と称する。

### （目 的）

第2条 委員会は、長安ロダムにおける貯水池機能の保全対策の実施内容及び保全対策を実施することによる下流河川還元の影響について、技術的な見知から分析することを目的とする。

### （構 成）

第3条 委員会は、別紙に掲げる委員により構成し、四国地方整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は原則として1年とする。なお、任期満了が年度途中となる場合は、前年度の3月31日をもって任期満了とする。

### （任 務）

第4条 委員会は、次の事項に関する指導・助言を行う。

- ① 長安ロダムにおける貯水池機能の保全対策の実施内容に関する事項
- ② 長安ロダムにおける貯水池機能の保全対策を実施することによる下流河川還元への影響に関する事項
- ③ その他、長安ロダムにおける貯水池機能の保全対策における留意すべき事項

### （委員長）

第5条 委員会は、委員の互選により委員長を置くものとする。

### （会 議）

第6条 委員会は、委員長の発議により開催する。

2. 委員長は、委員会の会務を掌握する。
3. 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### （事務局）

第7条 委員会の事務局は、四国地方整備局河川部河川計画課内に置く。

### （オブザーバー）

第8条 委員長は、必要と認めたものをオブザーバーとして出席させることができるものとする。

### （雑 則）

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

### （付 則）

1. この規約は、平成27年〇月〇日より施行する。